

知的財産

1. 知的財産に関する国際ルール

知的財産に関する国際ルールには、世界知的所有権機関(WIPO)所管のパリ条約(特許、商標等の産業財産権分野における基礎的条約)及びベルヌ条約(著作権分野における基礎的条約)をはじめ、WTO設立協定附属書の一つであるTRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)等がある。各国のEPA/FTAにおいても知的財産章が設けられる例が多く、その内容としては、例えば、知的財産の十分な保護、知的財産権が侵害された場合に税関や権利者が適切な手続をとることが出来る制度等が規定される。

2. TPP交渉における取り扱い

TRIPS協定の保護水準を上回る規定を設けるべきかどうか、そのような規定を設ける場合には如何なる水準とすべきか等について議論が行われている。

(参考)

1. P4協定の関連規定

知的財産の諸原則、一般規定、商標、地理的表示、協力等の条項並びに地理的表示に関する附属書で構成された簡素なものであり、TRIPS協定の保護水準を上回る規定は多くない。

2. 我が国EPAの関連規定

我が国EPAにおいては、知的財産章が設けられていることが多い。これら知的財産章においては、一般規定、手続事項の簡素化、透明性、啓発の促進、特許、商標、不正競争、権利執行(国境措置、民事救済、刑事手続)、小委員会等の条項が含まれている。TRIPS協定の保護水準を上回る規定も少なくない。

競争政策

1. 競争政策についての国際ルール

WTOで締結された協定には競争に関するものはないが、貿易・投資の自由化によって実現される利益がカルテル等の反競争的な行為によって阻害されることを防ぐためには、それぞれの国において競争法が適切に執行されることが必要であり、そのためには競争当局間の効果的な協力が有益であるとの考え方に立って、各国のEPA/FTAにおいて競争章を設ける例が増えている。

2. TPP交渉における取り扱い

競争法及び執行、競争当局間の協力、公的企業及び指定独占、協議、紛争解決等の諸事項について議論が行われている。

(参考)

1. P4協定の関連規定

目的、競争法及び執行、(競争当局間の)協力、通報、協議及び情報交換、公的企業及び指定独占、並びに紛争解決の条項で構成されている。

2. 我が国EPAの関連規定

反競争的な行為に関し、両締約国が自国の法令に従って適当と認める措置をとること、及び同行為を規制するに当たって両締約国が協力を行うことにつき定めるほか、競争法令の適用に関する国籍による無差別、手続の公正な実施、及び実施に係る透明性の促進について定めている。また、締約国間の協力の詳細及び手続については実施取極を別途設け、同取極において、反競争的な行為の規制に係る通報、執行協力、執行調整等を定めることも多い。

サービス

(対応する作業部会: 越境サービス, 金融, 電気通信, 商用関係者の移動)

1. サービス貿易に関する国際ルール

サービスの貿易に関する一般協定(WTO/GATS)で, 加盟国間のサービス貿易の障害となるような措置を対象としたルールを規定。各加盟国は, これに基づきサービス貿易に関する約束を実施。EPA/FTAではWTOのルールもベースにしつつ更なる自由化を約束。

2. TPP交渉における取り扱い

(1) サービス貿易

内外差別や締約国間での差別, 数量規制といったサービス貿易に関連する措置を対象としたルールについて条文を作成中。

(2) 金融サービス

金融サービスは, その特殊性を踏まえ, 独立したグループにおいて, 信用秩序の維持にかかる措置や自主規制団体等にかかる条文を作成中。

(3) 電気通信サービス

電気通信サービスは, その特殊性を踏まえ, 独立したグループにおいて, 実質的な競争を促す等の観点から, 通信インフラへの接続や利用の確保を義務づける等のルールについて議論が行われている。

(4) 商用関係者の移動

商用関係者の入国や滞在について, 協定上の取り扱い(独立した章にするか等)を含めて議論。

(参考)

1. P4協定の関連規定

(1) サービス貿易章は, 内外差別や締約国間での差別, 数量規制といったサービス貿易に関連する措置を対象としている。金融サービスについては規定していない。

(2) 商用関係者の移動については定義や目的規定を除き, 約束については検討を先送り。

2. 我が国EPAの関連規定

(1) メキシコ、チリ、スイスとのEPAでは, いわゆる「ネガティブ・リスト方式」(注: 自由化を約束しない分野のみを明示する方式)と類似する方法で自由化を約束した。

(2) 金融サービスや電気通信サービスについても, サービス章の附属書等の形で取り上げてきている。

(3) 商用関係者の移動については, 我が国の過去のEPAの多くで章を設けてきている。

電子商取引

1. 電子商取引に関する国際ルール

電子商取引に関する包括的な国際ルールは存在しないが、WTO で電子送信に対して関税を賦課しない慣行を維持することが宣言として採択されており、消費者保護や個人情報の保護については、OECD のガイドラインや APEC のフレームワークが存在する。

2. TPP 交渉における取り扱い

デジタル製品(注)に対する関税不賦課、無差別待遇(内国民待遇、最恵国待遇)、オンラインの消費者保護、電子署名・認証、貿易実務に係る文書の電子化等が議論されている。

(注)コンピュータ・プログラム、ビデオ、音楽などで、電子的に送信される製品。

例えば音楽のダウンロードなどがデジタル製品の電子商取引の具体例。

(参考)

1. P4協定における関連規定

電子商取引章は設けられていない。

2. 我が国 EPA の関連規定

日スイス EPA において電子商取引章を設け、以下のような規定を設けている。

- (1) 電子送信に対する関税不賦課の恒久化へ向けた協力
- (2) デジタル製品に対する無差別待遇(内国民待遇、最恵国待遇)
- (3) 電子商取引を不当に禁止・制限する措置を採用・維持しないこと
- (4) オンラインの消費者保護の重要性の認識
- (5) 貿易実務に係る文書の電子化等における協力